

自衛隊法施行令及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うものとする事。

(本則関係)

第二 この政令は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和元年九月十八日)から施行するものとする事。

(附則関係)